先斗町地区の「屋外広告物等特別規制地区」への指定及び 「屋外広告物等景観整備計画」策定に関する市民意見募集の結果について

京都市では、歴史都市・京都にふさわしい広告景観の創出を目的として「京都市屋外広告物等に関する条例」(以下「条例」という。)に基づき、市内を21種類の規制区域に区分するとともに、伝統的建造物群保存地区、その他、特にまとまりのある景観特性を示している地域で地域特性に応じた規制が必要な場合、屋外広告物等特別規制地区として指定し、特別な広告物規制を行っています。

本年8月,先斗町まちづくり協議会から,現在施工中の先斗町通の無電柱化の事業により,将来的に電線類のないすっきりとした上空景観が形成されることを契機として,かねてから同協議会が自主的に定めてきた厳しい基準(「先斗町町式目」)を踏まえ,条例に基づく屋外広告物等特別規制地区に指定し,地域にふさわしい広告物規制を定めてほしいという要望書が提出されました。

この要望を受けて実施した,地域の住民や関係者への広告物規制に関するアンケート調査の結果を踏まえ,先斗町地区の「屋外広告物等特別規制地区」への指定及び同地区の「屋外広告物等景観整備計画」の概要の案を取りまとめ,市民の皆様に広く意見を募集いたしました。

この度、市民意見募集の結果を取りまとめましたので、御報告いたします。

1 市民意見募集の概要について

(1) 募集期間

令和元年10月29日(火)から11月29日(金)まで

(2) 周知方法

ホームページ掲載,市民しんぶん掲載(令和元年11月1日号),市民意見募集冊子の配布(広告景観づくり推進室窓口,市役所案内所,各区役所・支所,(公財)京都市景観・まちづくりセンター,各市立図書館及び先斗町地域の協力店舗)等

(3) 意見募集結果

ア 意見書数及び意見数

意見書数:250通 意見数:385件

イ 御意見をいただいた方の属性

別紙1のとおり

ウ 御意見の内容と本市の考え方

別紙2のとおり

2 今後の予定

令和2年 2月頃 京都市美観風致審議会へ諮問

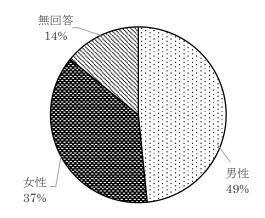
3月 地区指定,景観整備計画決定,告示

令和2年度 周知期間を経て実施

御意見をいただいた方の属性

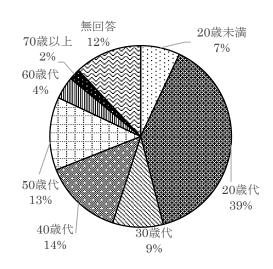
1 性別

区分	通数	割合(%)
男性	1 2 2	4 9
女性	9 3	3 7
無回答	3 5	1 4
合計	250	1 0 0



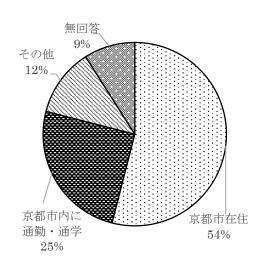
2 年齢

区分	通数	割合(%)
20歳未満	1 7	7
20歳代	9 7	3 9
30歳代	2 2	9
40歳代	3 6	1 4
50歳代	3 3	1 3
60歳代	1 1	4
70歳以上	4	2
無回答	3 0	1 2
合計	2 5 0	100



3 お住まい等

区分	通数	割合(%)
京都市在住	1 3 5	5 4
京都市内に通勤・通学	6 2	2 5
その他	3 1	1 2
無回答	2 2	9
合計	2 5 0	1 0 0



先斗町地区の「屋外広告物等特別規制地区」への指定及び「屋外広告物等景観整備計画」策定に関する 市民の皆様の主な御意見と御意見に対する京都市の考え方ついて

(御意見の内訳)

	項目	意見数
1	計画案全般に関すること	173
2	整備計画に定める主な規制項目に関すること	1 3 2
3	その他の御意見・御提案	8 0
	合 計	3 8 5

1 計画案全般に関すること(173件)

主な御意見(要旨)	件数	御意見に対する本市の考え方
(1) 計画案策定の趣旨に関すること	50	
 地域の方々が自主的に取り組まれてきた内容をしっかり規制として反映することは良いと思う。 地域の自主的な取組で守られてきた京都にふさわしい景観を、行政としても後押し、共に守っていくことは極めて大切なことだと思う。 先斗町では、電線がなくなったところがあり、すっきりとした景観になりつつある。広告・先斗町の雰囲気を壊さないようにしていただきたい。 最近の先斗町は、通行する人のほとんどが外国人観光客であるなど、以前の落ち着いた雰囲気がなくなり、地域としてのアイデンティティが失われつつある。 先斗町は、四条河原町、木屋町の隣にありながら他の場所とはしっかり線引きされた空間だと感じる。若干の窮屈さがかえって魅力の一つになっているのではないか。 	50	先斗町地区では、本市が屋外広告物適正化の 集中取組を開始する平成24年度以前から、自 主的に広告物の是正に取り組んでこられました。 本計画案に先立ち、先斗町まちづくり協議会 から要望書が提出されております。その中で、 これまでの地域の景観、防災活動等の取り組ん でこられたことに触れながら、電線類が地中化 されることで景観が向上されることが契機と なり、自主ルールである「先斗町町式目」を踏 まえつつも、先斗町にふさわしい屋外広告物制 度を定めた形の景観整備計画の策定を要望されております。 本市では、要望内容を踏まえ、地域の皆様と 現状の課題や目指すべき将来像を共有しなが ら、本計画を策定してまいります。

(2) 特別規制地区制度について	13	
 京都の各地域は画一的な規制にそぐわない地域が多い。このような「先斗町ならでは」の規制を是非進めてほしい。 地域の特性に応じた景観を考えるということは素晴らしい取組だと思う。 先斗町の魅力をこれからも残していくためには、地元と行政が一体となってまちづくりを考えていくことは重要だと思う。特に、増え行く飲食店と時代の流れによって変わりつつある先斗町の風景を、これからどのように守っていくのかということを示すためにも、特別規制地区の指定等はとても大切だと思う。 	13	本市では、市内全域を用途地域等に基づき2 1の規制地域に分けて、きめ細やかに許可基準 を定めておりますが、特に「伝統的建造物群美を 存地区」や「高層の建築物が群として構成景観 で表している地域」、「その他まとまりのある景観地域ののきましては、21の「長が「別規制地区」に、21の「大きないます。 現在特別規制地区として、産寧坂、石塀小路、祇園新標、嵯峨鳥居本、上賀茂の「伝統的建造しております。 現在特別規制地区として、産寧坂、石塀小路、祇園新保存地区」及び木屋町の計6地区を指しております。 た半町地区は、京都を代表する花街の一伝統の群保存ます。 た半町地区は、京都を代表する花街の一伝統の建造物群と多数の路地で構成された業種のでは、多様ななが、カケール感を特徴とした空間に、多様ななが、カケール感を特徴としております。とり協議まれて地域では組織される先半町にある景観を示けは域に、また、また、は、とり協議は、大きなど、また、この特別規制地区によれて、とりは、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが
(3) 基本方針に関すること	110	
 ・ 先斗町らしい品格を保つために、基準の変更案に賛成する。火災も発生しており、避難、消火活動に支障が生じないような対策も必要であると思う。 ・ 単に景観を意識したものでなく、防災の面を理由としている点は良いと思う。 ・ 広告は最低限で良いと思いますし、広告(極端に大きいものや華美なもの等)によって町の景観が損なわれてはいけないと考える。 ・ 規制を強めすぎて企業が撤退してしまうという事態になってしまうと、先斗町が衰退してしまう可能性も考えられる。景観保護のための規制と先斗町の繁栄の両方を考えた計画にしてほしい。 ・ 規制をしすぎても、どこの通りも同じように感じてしまうので、「京都らしい」にこだわる統一感も大切だが、違った変化も必要かなと思う。 	110	今回の本計画案の基本方針は、「先斗町の景観特性」、「防災上の観点」、「照明色」の三つの観点並びに地域の自主ルールである「先斗町町は地域の自主ルールである組を加速し、地域の皆様が守りなわた景観を引いててて広告という。とを目的として、策定したものでは、という御指摘もいただいて地域の皆様がなったりのでは、という御指摘もいただいで地域の皆様がないでは、という御指摘もいただいで地域の皆野町市するには、という御指摘もいただいで地域の皆野町市するという御指摘もいただいで地域の皆野町市市は、たた、区分は、という御指摘をもこれまれた。「特別規制地区」においては、地域のといともにじたさらにきめ細かな規制を策定により、地域のにぎわいがなり、単域のにがより、地域のにがよりを強化するようなものとしたいと考えております。 「防災上の観点」を方針に掲げた理由とし斗が、平成28年の火災時におります。 「防災上の観点」を方針に掲げた理由とよります。 「防災上の観点」を方針に掲げた理由としれております。 「防災上の観点」を方針に掲げた理由としれていたるようなものとしたいと考えております。

2 整備計画に定める主な規制項目に関すること(132件)

2 登偏計画に定める土な規制項目に関すること		
主な御意見(要旨)	件数 19	御意見に対する本市の考え方
 (1)表示を禁止する屋外広告物について 道幅が狭く,災害発生時に混雑することを考えると,景観の向上も兼ねて,障害になる看板やのぼりなどの設置を禁止することは賛成。 1階の玄関ガラスに手書きで書かれているイラストや文字は,好ましくないように感じた。 細い路地が多い場所なので,立て看板やのぼりは確かに禁止にしても良いと思うが,軒先テントや高さ基準を超える切り文字広告などは禁止しなくても構わないのでは。 	19	先斗町通の幅員は、概ね4m未満と非常に狭く、災害時の十分な避難通路の確保が必要だと考えております。 また、軒先テントや塗料等による直書きの広告物は、花街である先斗町の景観特性と調和しないため、禁止すべきものと考えております。高さ基準を超える切り文字広告につきましては、一般地区では緩和規定の一つとして設けられています。狭い通りに伝統的建造物が建ち並ぶ先斗町地区においては、高い位置に設置された切り文字広告は、町並みに調和しないものと考えております。そのため、広告物を現行の高さ基準の6m以下にそろえることで、先斗町地区に調和する連続性のある景観としたいと考えております。
(2) 地域特性に合わせた規制の緩和について	29	
 【ポスターについて】 「おどり・歌舞伎の公演ポスター・のれん・ちょうちん」を許可不要としたことは、地域の特性に配慮した規制で、良いと思う。 おどりや歌舞伎に関係のないポスターの扱いはどうなるのか。ポスターが格子などにたくさん貼られるような町並みは望ましくないと思う。 規制の緩和となるポスターの内容は、他の伝統芸能も含めてよいと思う。 	13	先斗町は、京都を代表する花街であり、歌舞練場に代表される地域特性に応じた景観づくりの観点から、おどり・歌舞伎の公演に関するポスターについて、許可不要の扱いにしようとするものです。 それ以外のポスターについては、今回の計画案作成の前に実施した住民等へのアンケート(詳細は広告景観づくり推進室ホームページにも掲載しております。)においても、抑制すべきという意見を多数いただいており、ポスターが乱雑に掲出されることのないよう検討してまいます。
【のれん・ちょうちんについて】 ・ 京都らしい雰囲気を醸し出すものを規制 緩和するのは良いと思う。 ・ 千鳥の意匠を用いた提灯がいたる所にあり、通りの統一感を演出していてよいと思った。 ・ 「伝統」「和風」などあいまいであるため、なんらか基準を示す必要があると思う。 ・ 細くて薄暗い小道にポツポツと大きさの揃った提灯が、奥へと誘うような雰囲気が戻って欲しい。	16	先斗町通においては、サイズの統一された和風のちょうちんが並び、伝統的なのれんが掛けられる景観が、町並みの一部を形成しています。本計画案では、その景観特性を重視し、「伝統的な」や「和風の」という条件を付したうえで、許可不要の扱いにしようとするものです。 なお、許可不要の条件に当てはまるかどうかの具体的な判断基準につきましては、本計画策定後に作成を予定しております「先斗町景観整備計画ガイドライン(仮称)」において、お示しできるよう検討を進めてまいります。

(3) 突出看板の規制について	19	
 道幅が狭く、道路上空に突き出している看板が見た目に邪魔なので、規制に賛成する。 看板の道路上空への突出を禁止することは、先斗町らしい歴史的な町並みに統一感が生まれるだけでなく、災害が起こったとき、看板が落下して怪我人が出てしまう可能性を低くしてくれる。 道路上空への突出を禁止とありますが、敷地内も含めて全て禁止した方がよいのではないか。 パブコメ案では、「先斗町通の道路上空への突出しを禁止」とありますが、現況の先斗町通のことでしょうか。それとも、先斗町通は建築基準法上のみなし道路とのこととですので、みなし道路の範囲を指すのでしょうか。 気にする人は少ないので、鴨川側への広告突出は禁止しなくても良いのではないか。 	19	先斗町まちづくり協議会が自主的に広告物の是正に取り組まれた結果として、先斗町通に突き出した多数の看板を改修されました。また、令和2年度中には、先斗町通の無電柱化により、上空景観・通り景観がすっきりとしたものになります。これらの状況を踏まえ、きものになります。これらの状況を踏まえ、きものと考えております。ただし、現況の先斗町通に突き出さない通り景観を阻害するものではないことから、敷地内で防災上の配慮がなされているものであれば、一定設置を認めるべきものと考えております。なお、次の「(4) 独立型屋外広告物の規制について」において、土地に定着させて設置する独立型屋外広告物(一本支柱型、多本支柱型、広告塔)を新たに設置する場合は、道路できないとしていることとの均衡を考慮しつつ、検討を進めてまいります。また、鴨川側においては、京都の風物詩の一つである納涼床に広告物を設置することがらも、突出看板の設置は禁止すべきものと考えております。
(4) 独立型屋外広告物の設置規制について	10	
 道が狭いので、広告塔などが設置されると通過の邪魔にもなるし、危ないので、規制に賛成です。 独立型屋外広告物の設置規制は、統一感と見栄えの両方の意味でいいと思う。 無電柱化によって、もう少し開放感が出ると思うが、ここに独立型屋外広告物、特に一本支柱型で高いものが設置されると、狭い道、両側は建物、さらに支柱で圧迫感が出ると思う。高いものは設置、建築しない方が良いと感じる。 独立型屋外広告物の設置について、道路中心線から2m以上奥まった位置では広告物の用をなさず、実質設置不可できないことになると考える。安全上の配慮を行ったものなどに限定して認められないか。 	10	先斗町通は、建築基準法上のいわゆる「2項 道路」といわれる道路であり、建替等の際には、 道路中心線から2mの範囲内については、セットバックが必要で、建築制限がかかっております。 工作物である独立型屋外広告物についても、 土地に定着させて設置するもの(一本支柱型、 多本支柱型、広告塔)を新たに設置する場合は、 道路中心線から2mの範囲内には、設置することができません。これらの広告物は、土地に定着させて設置されるため、狭い先斗町通では、 避難、消火活動等の妨げになることが想定されます。 また、御意見のとおり、無電柱化により一新される上空景観を損なわないようにするためにも、一定の設置規制が必要であると考えております。

(5) 照明色の規制について	33	
 原則地域の特色に合わせた電球色にすることについては、夜間景観の保全・向上につながる先進的な取組だと思う。 輝度の高い白色照明などを規制する取組には賛成する。 近年,白色をベースにした内照式の看板が増えたように思うが、夜間になると白色の看板(ベースの部分)が眩しすぎて景観を台無しにしている。 ギラギラした看板は、先斗町に合わないと思う。 電球色の基準(色温度など)をはっきり決めないと様々な電球があってわかりにくいのではないか。 照明色の規制に関してはもう少し色を緩和してもいいと思う。 	33	「先斗町町式目」では、「照明には白熱灯色のみを使用し、照明装置の設置には十分配慮すること」と規定されており、地域の皆様がかねてから電球色を基調とした景観を目指して活動されてきました。本計画では、この取組を踏襲し、広告物を照らす照明を原則電球色に限定することで、先斗町の夜間景観の維持向上を図ってまいります。 また、電球色の基準につきましては、「先斗町景観整備計画ガイドライン(仮称)」において、具体的な電球色の目安等をお示しすることを想定しております。
(6) 広告スタンドの掲出制限について	14	
 広告スタンドについては、景観を損ねるだけでなく、通行の妨げになり非常に危険で邪魔なので、方針どおり以上に規制してもらいたい。 広告スタンドの掲出制限は、ぜひ実現してもらいたい。 広告スタンドの1個当たりの面積はできる限り小さくすることが望ましい。 すぐにしまえる広告看板、広告スタンド等は時間指定するなど業種別に変更するのはどうでしょう。 	14	広告スタンドは、容易に移動が可能なことから、雑然と掲出されることが多く、景観支障の主要な要因の一つになるとともに、通行の妨げになることがあります。そのため、1個当たりの面積基準等の引き下げに加え、広告スタンドが多数林立しないような配慮事項を、「先斗町景観整備計画ガイドライン(仮称)」において、お示しできるよう検討を進めてまいります。
(7) 特定屋内広告物の表示制限について	8	
 特定屋内広告物における面積規制において、従来の割合による規制だけでなく、表示を禁止する場所を規定することや、面積自体による規制をかけることは非常に有効だと思う。 窓ガラスにベタベタと広告を貼り付けるのは、先斗町の雰囲気に合わないと思う。見直し案には、屋内のことだけ書かれているが、窓の表に貼り付けるのも同じように規制してほしい。 先斗町だけでなく、近年市内他地域でも、屋外広告物の規制が厳しいために屋内広告を派手にする傾向があるように思う。そのため先斗町のような地域では、鴨川側だけでなく、通側の屋内広告も禁止してよいと思う。 鴨川側の表示を全面禁止にする必要はないのではないか。 	8	御意見のとおり、近年本市では、屋外広告は、屋外広告は、屋内広告物が、屋内広告物がり、東西の表示により傾向地では、屋内広告物と同様の効果を得ようとする傾町地制が広告物と同様の対象な状況の性のできます。とれるできまります。とれるできましております。とれるできまります。また、鴨川側の景観は、低層建築物が出したいたがあり、そのため、不規則に対するといます。とれることは、景観上望まして物が表示されることは、景観上望ましてかが表示されおります。

3 その他の御意見・御提案(80件)

3 ての他の仰息兄・仰提系(80件)		
主な御意見(要旨)	件数	御意見に対する本市の考え方
【今後の制度運用】 ・ 経過措置期間について,7年を想定しているが,3年程度でよいのではないか。 ・ 新景観政策の看板規制強化により,先斗町においても,自費で看板の改善を行ってきた。そのことを京都市は理解しているのか。 ・ 先斗町を特別規制地区への指定後,規制どおりに指導できるのか。 ・ 「地域景観づくり協議会制度」を活かす意味でも,地元意見への配慮義務を,規制の中に明記してはどうか。 ・ 計画策定後、また経過措置期間終了後も,ルールを守った広告物の掲示が継続するよう,指導や点検を徹底してほしい。など	18	経過措置期間につきましては、本計画の策定により、新たな基準に適合しなくなる既設の広告物が生じること、また、その中には、新景観政策の基準に適合しない広告物を是正された事業者がおられ、相当期間を経ずして更なる是正を強いるものもあると思われます。その方々の御理解を得る必要があることなどから、新景観政策時と同様の7年程度は必要ではないかと考えております。本計画策定後につきましては、経過措置期間内に基準に適合した広告物となるよう指導するのはもちろんのこと、経過措置期間後も継続できるよう努めてまいります。
 先斗町地区とととの通りのかないので、そので、そので、一番では、大ので、一部では、大ので、一部では、大ので、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部で	62	いただきました御意見につきましては、関連部署とも共有し、今後のまちづくりの参考にさせていただきます。